

鳥取県と学校法人藤田学院の連携に関する包括協定書

本協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

鳥取県（以下「甲」という。）と学校法人藤田学院（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、乙が運営する鳥取看護大学、鳥取短期大学が行う教育、研究及び社会貢献活動について甲と乙が連携することにより、地域の将来を担う優秀な人材の育成、地域の活性化、地域住民の健康な暮らし等に資することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力をを行う。

- （1）福祉、医療、健康、教育等の分野での人材育成と若者の県内定着に関すること
- （2）まちの保健室を中心とした県民への健康情報の提供、気軽に相談できる体制づくり、地域との関わりの視点を持った人材の育成に関すること
- （3）県内の保育・幼児教育体制の充実に関すること
- （4）学生等による地域活動の展開、地域と学生との交流の場の提供等を通じた多世代交流の推進に関すること
- （5）北東アジアを中心とした国際交流の推進に関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、次条に定める本協定期間中はもとより有効期間の終了後も、相手方から知り得た情報を第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。
2 本協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第5条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1か月前までに書面により通知することにより、相手方に対して何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し生じた疑義については、甲及び乙が協議の上、決定する。

平成28年3月30日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治



乙 倉吉市福庭854番地

学校法人藤田学院

理事長

山田修平

